

公益財団法人日本セーリング連盟
レース委員会諸規程

47	レースオフィサー規程	規程	レース委員会	2012.09.08
48	レースオフィサー制度事務処理要領	要領	レース委員会	2012.09.08
49	レース運営規則	規則	レース委員会	2011.02.19
50	I S A F - I R O 候補者の推薦基準	基準	レース委員会	2009.04.01

公益財団法人日本セーリング連盟

レース・オフィサー規程

本規程は公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）定款に基づき、連盟がレース・オフィサーの認定等について定めるもので、連盟レース委員会が主管する。

第1条 目的

この規程は、国際セーリング連盟（以下、「ISAF」という。）が推進するインターナショナル・レース・オフィサー（IRO）制度を踏まえ、日本国内において行われるセーリング競技運営全体のレベル保持と安全を目的とし導入するものである。

- 2 セーリング競技は本来、ISAFの定めるセーリング競技規則（RRS）のもとで、参加選手、運営、審判、の合意の下に成立し、全員が安全に楽しむためのものである。しかしながら、運営主体によって運営方法が異なっていたのではセーリング競技の公平さは保てず、またセーリング競技自体の魅力も損なわれ、普及発展にも支障をきたす恐れがある。
- 3 連盟では、競技の重要度や大会の大きさやレベル、どのような艇種を用いる競技会においても、レース運営そのものは全国的に一定のレベルを保持し、同時に国際的に通じるものであることが必要であると考え、そのため資格を認定することにより、レース・オフィサーの資質を高め、所期の目的を果たし、さらに多くの正しい資質を持つレース・オフィサーを育成することを目指して本制度を策定した。

第2条 レース・オフィサーの役割

レース・オフィサーはレースにおける海上の運営のみならず、大会運営上の必要とされる全ての知識と経験を持ち、さらには体力、判断力に優れ、大会組織委員会（大会実行委員会）及びレース委員会のアドバイザーとして大会をサポートする能力を持つ。なお大会委員長やレース委員長を務める場合、または大会主催者やレース委員長等から依頼があった場合には、責任を持って、「レース公示」「帆走指示書」さらに「危機管理マニュアル」等を作成するものとする。

- 2 レース・オフィサーは大会運営に関するゼネラリストとしての立場から、その能力について以下のような知識と経験を持たなければならない。
 - (1) ISAF レースマネジメントマニュアルについて通読し、充分理解していなければならない。
 - (2) セーリング競技規則の最新版の知識を理解し、かつ最新版のみならず直前旧版からの変更も理解していなければならない。また ISAF ケースブックを理解していなければならない。加えて、セミナー等に参加しそれら知識を最新のものにしていなければならない。
 - (3) 関連するクラスルールや ISAF 規定も理解しておかななければならない。
 - (4) インショア、オフショアレース、もしくはディンギー、外洋艇等のレースにかかわらず、そのレースの安全に関する十分な知識を持たなければならない。
 - (5) 外洋艇レースに関しては ISAF スペシャル・レギュレーション、さらに海上衝突予防法に関する知識が必要であり、救助に関し海上保安庁との連絡やその関連知識も持たなくてはならない。外洋艇に関しては艇の安全構造に関する知識、通信と国内規制、国際標準に関する技術的動向、計測とレーティングルール及びその運用に関する知識が必要である。殊にオセアニックレース（800マイル以上のレース）については特にそのことが重要になる。
 - (6) 外洋艇のレース・オフィサーとして認定されるには、後記認定講習会のほか、上記（4）

等に関する専門的な講習会を受講しなければならない。

- 3 但し、以上の役割はクラブ・レース・オフィサーに対して求めるものではない。クラブ・レース・オフィサーはエリア・レース・オフィサー及びナショナル・レース・オフィサーを補佐する能力を有すれば、その役割を果たすことが出来る。

第3条 名称

1 連盟公認レース・オフィサー

[Japan Sailing Federation Race Officer]

2 連盟公認レース・オフィサーの種類

クラブ・レース・オフィサー、エリア・レース・オフィサー、ナショナル・レース・オフィサーの3種類とする。

(1) クラブ・レース・オフィサー [Club Race Officer (CRO)]

クラブ等のレースにおいて、レース委員長を務めうる経験等は不足しているが、海上運営及び陸上マネジメントにおいて、スタートの手順あるいは得点計算・成績表作成など一定の分野に精通し、エリア・レース・オフィサーやナショナル・レース・オフィサーの補佐を責任持って務められる者。

(2) エリア・レース・オフィサー [Area Race Officer (ARO)]

参加者が地域的に限定された特定の艇種や特定のレベルのレースにおける海上運営に関して責任を持って処理できる能力を有し、また大会のマネジメントに関し実行委員会（あるいは大会委員会）を補佐できる者。

(3) ナショナル・レース・オフィサー [National Race Officer (NRO)]

全日本レベルの ディンギーレースまたは外洋艇レースにおいて、海上運営はもとより、大会マネジメントまでも責任を持って処理できる者。

3 レース・アドバイザー [Race Adviser]

海上運営並びに大会マネジメントに著しく精通した者で、全日本レベルのレース及び国際大会等において大会関係者等に対する助言、連絡調整等を行なう者をレース・アドバイザーという。レース・アドバイザーは、大会主催者から要請があった場合、その大会毎に、連盟レース委員会が大会レース・アドバイザーとして推薦し、連盟会長が任命する。

ただし、レース・アドバイザーは大会組織委員会（大会実行委員会）及びこれの下に置かれる各委員会に対して大所高所から、又国際的見地からアドバイスを与える任務を持っているものの最終的にそのアドバイスを受け入れ、実行するのは大会の組織である各委員会の責任である。又レース・アドバイザーは競技実行に伴う財務上のいかなる責任も持たないこととする。

第4条 受験資格

1 推薦

レース・オフィサー資格を得ようとする者は、以下に掲げられた団体等から推薦された者でなければならない。

(1) クラブ・レース・オフィサー

- ① 現にレースの海上運営や陸上のマネジメントに参加した経験を有する者で、一定分野において知識、経験等に優れ、一定のポジションを、責任を持って務めることができるとして、連盟加盟団体から、クラブ・レース・オフィサーとして相応しいと推薦された者。
- ② 現にレースの海上運営や陸上のマネジメントに参加した経験を有する者で、一定分野において知識、経験等に優れ、一定のポジションを、責任を持って務めることができるとして、連盟特別加盟団体から、クラブ・レース・オフィサーとして相応しいと推薦された者。

(2) エリア・レース・オフィサー

- ① 現にレースの海上運営や大会のマネジメントに参加した経験を有する者で、知識、経験、体力及び決断力に優れ、なおかつ公正な判断力を有するなど、連盟加盟団体から、エリア・レース・オフィサーとして相応しいと推薦された者。
- ② 現にレースの海上運営や大会のマネジメントに参加した経験を有する者で、知識、経験、体力及び決断力に優れ、なおかつ公正な判断力を有するなど、連盟特別加盟団体から、エリア・レース・オフィサーとして相応しいと推薦された者。
- ③ 連盟レース委員会から推薦された者。

(3) ナショナル・レース・オフィサー

- ① 全日本レベルのディンギーレースまたは外洋艇レースにおいて、レース委員長又は実行委員長(あるいは大会委員長)等を経験し、海上運営及び大会マネジメントに精通した者の中で、知識、経験、体力及び決断力に優れ、適切な指導力を発揮することができ、なおかつ公正な判断力を有する等、ナショナル・レース・オフィサーとして相応しいと、2つ以上の連盟加盟団体及び特別加盟団体から推薦された者。
- ② 連盟レース委員会から推薦された者。

2 要件

	クラブ・レース・オフィサー	エリア・レース・オフィサー	ナショナル・レース・オフィサー
年 齢		20歳以上	28歳以上
セーリング 経歴	1年以上	6年以上	10年以上
レース運営 経歴	最近2年間に各団体主催等のレースにおいて海上運営あるいは陸上のマネジメントに携わっていること。	最近4年間に各団体主催等のレースにおいて海上運営及び大会マネジメントに携わっていること。	10年以上のレース運営経験を有し、下記のいずれかに該当する者。 (1)エリア・レース・オフィサーを経験し、過去4年間にインショアレース又はオフショアレースの全日本レベルのレース、もしくは毎年1回以上全日本レベルに次ぐ水域レベルのレースの海上運営、及び大会マネジメントに携わっていること。 または、 (2)上記(1)の大会運営実績を認め、エリア・レース・オフィサーの取得を条件に連盟レース委員会が特に認める者。
会 員 資 格	連盟に登録されているメンバーであること。		

レース 公示・ 帆走指示書 の作成	—	当該レースについて、「セーリング競技規則」の最新版に基づき、責任をもってレース公示及び帆走指示書を作成出来ること	
セミナー 講師	—	—	レース・オフィサーのための講習会等の講師ができること。
推 薦	第4条1項に基づき、所属する連盟加盟団体及び連盟特別加盟団体等から推薦された者でなければならない。		
講 習 会	認定のための講習会を受講しなければならない。	認定のための講習会を受講し、その試験に合格しなければならない。	

3 特別規定

国際セーリング連盟のレース・マネジメント・セミナー（インターナショナル・レース・オフィサー〔IRO〕認定のためのセミナー）の受講者は、第4条2項の要件のうち認定講習会の受講を免除する。但し、認定試験には合格しなければならない。なお、同レース・マネジメント・セミナーの試験合格者は、認定試験を免除する。（本項目は、IRO認定講習会あるいは試験合格の日から4年間適用される。）

第5条 資格認定手続き

連盟が行なうクラブ・レース・オフィサー認定のための講習会を受けようとする者、あるいはエリア・レース・オフィサー並びにナショナル・レース・オフィサー認定のための講習会及び試験を受けようとする者は、所属する加盟団体及び特別加盟団体等からの推薦状を添え、所定の用紙に必要な事項を記入し、申し込むこと。

- 2 連盟は、書面審査のうえ、適当と認めた者に対し、講習会を行ない、認定証を発行する。ただし、エリア・レース・オフィサー並びにナショナル・レース・オフィサーについては試験に合格した者に対して、認定証を発行する。受講料・受験手数料・認定料は別に定める。

第6条 レース・オフィサー名簿への登録

第5条により認定された者は、レース・オフィサー名簿に登録され、第5条または第8条により認定され資格を有する者の一覧は、連盟公式ホームページに公示される。

第7条 有効期限

セーリング競技規則が改訂され、新規則による更新のための講習会（以下、「更新講習会」という。）が開催されるまで、レース・オフィサーの資格は有効とする。

- 2 有効期間中であっても、連盟はレース・オフィサーとして、著しく適正を欠いたレース運営等を行なった、あるいは誤った助言を与えたなどと認められた場合は、そのレース・オフィサー資格を停止する。

第8条 更新

1 更新のための要件

	クラブ・レース・オフィサー	エリア・レース・オフィサー	ナショナル・レース・オフィサー
レース運営経歴	過去4年間、レースの海上運営あるいは陸上のマネジメントにたずさわっていること。	過去4年間に4回以上レースの海上運営及び大会マネジメントにたずさわっていること。	過去4年間にインショアレースまたはオフショアレースの全日本レベルのレース、もしくは毎年1回以上全日本レベルに次ぐ水域レベルのレースの海上運営及び大会マネジメントに携わっていること。
会員資格	資格取得後継続して、連盟に登録されている会員であること。		
レース公示・帆走指示書の作成	—	現行の「セーリング競技規則」に基づきレース・オフィサーとして、責任を持って、担当する競技会のレース公示及び帆走指示書を作成できること。	
推薦	—	—	第4条1項に基づき、所属する連盟加盟団体及び連盟特別加盟団体等から推薦された者でなければならない。
講習会	更新のための講習会を受講しなければならない。		

- 更新のための書類手続きを行なうこと。
- 別に定める更新手数料・認定料を納めること。
- 新競技規則の改訂に基づく更新講習会に、改訂後1年以内に出席して更新をしない者は、資格は失効する。但し、海外勤務等により第8条1項の要件を満たすことが困難な場合には、本人もしくは推薦団体からの申請により、これらによらないことができるものとする。
- 連盟レース委員会が特に認めた場合を除き、第8条1項の要件が満たされ、かつ連盟がクラブ・レース・オフィサー、エリア・レース・オフィサー及びナショナル・レース・オフィサーとして、資格更新が相応しいと認定した者に対し、更新の手続きを行う。

第9条 附則

- 当該レース・オフィサー資格認定にあたり、本資格制度創設の経過措置として2000年度～2004年度については、連盟は当該者が認定要件等を満たしていない場合であっても、レース・オフィサーとしての適正があると認めた時は、この条項によらないことができるものとする。
- 本規程の項目について、見直すことが相当と認められるに至った場合、連盟レース委員会は当該条項の見直しを発議することができる。
- 本規程は1999年12月18日に制定され、2000年4月1日より施行される。

4. 2012年度まで有効な資格について第8条の更新認定を受けた者には、認定証を発行する。

5. 本規程の改正

- 1) 連盟理事会の承認があった日（平成14年10月19日）から施行する。
- 2) 連盟理事会の承認があった日（平成17年11月22日）から施行する。
- 3) 連盟理事会の承認があった日（平成18年 5月27日）から施行する。
- 4) 連盟理事会の承認があった日（平成19年 1月27日）から施行する。
- 5) 連盟理事会の承認があった日（平成21年 5月23日）から施行する。
- 6) 連盟理事会の承認があった日（平成24年 9月 8日）から施行する。
- 7) 連盟理事会の承認があった日（平成24年12月 8日）から施行する。

公益財団法人日本セーリング連盟 レースオフィサー制度事務処理要領

I. 講習会及び試験の準備

1. レースオフィサー認定のための講習会及び試験

- (1) 試験は、原則として2年毎に実施する。
- (2) 講習会及び試験の実施計画は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）レース委員会レースオフィサー小委員会（以下、「本部」という。）と実施加盟団体が都度協議のうえ立案する。
- (3) ① クラブ・レースオフィサー（以下、「CRO」という。）の講習会は、1日実施とする。開催地は最小県単位とする。
② エリア・レースオフィサー（以下、「ARO」という。）の講習会及び試験については、1日実施か2日間実施を選択する。
開催地は、原則として北海道、東北、関東、中部、近北、関西、中国、四国、九州等各水域の中心地等とするも、受講受験希望者の多寡を参考に開催地を選定する。
③ ナショナル・レースオフィサー（以下、「NRO」という。）の講習会及び試験については、2日間実施とする。開催地は、原則として東京とするも、受講受験希望者の多寡を参考に開催地を選定する。
- (4) 連盟レース委員会事務局は、講習会及び試験の日程等について、連盟ホームページに掲示すると共に、可能な限り連盟報（J-Sailing）に公示する。

2. レースオフィサーの認定はレースオフィサー規定に従い、レースにおいて海上の運営のみならず大会運営上の全ての知識と経験を持ち、体力、判断力に優れ、大会組織委員会及びレース委員会のアドバイザーとして大会をサポートし、もしくは責任を持って運営できる能力があるかどうかを見極めた上で認定される。なお、CROは一定分野のことについて知識と経験を持った者を対象としている。

レースオフィサー認定のための試験は本部が実施する。試験実施に要する人員は原則として本部から派遣する。

3. 担当者等の任命

- (1) 連盟レース委員長は、レースオフィサー認定のための講習会及び試験の実施の都度、その実施担当者及び講師を承認する。
- (2) ARO認定講習会においては、講師の内1名以上はNROを任命する。

4. 実施担当者は、担当する講習会及び試験についての計画書並びに予算書を立案し、連盟レース委員会レースオフィサー小委員会と協議のうえ、概ね次の事項を行なう。

- (1) 会場の予約、講習会等の補助員の依頼、宿泊の斡旋・予約をする。
- (2) 担当講師と事前の打ち合わせを行なう。
- (3) 下記事項を含む講習会試験開催要項を講習会及び試験開催日の約2ヶ月前までに発表する。

- ① 期日及び時間
- ② 場所
- ③ 認定対象のクラス（CRO、ARO、NRO）
- ④ 受講受験資格

受験資格については、次のものを取りまとめ、かつ事前審査を行う。

- イ) 受講受験申込書（セーリング経歴、レース運営経歴含む）
- ロ) 所属団体長等の推薦状
- ハ) 連盟メンバー登録証の写し

⑤費用

イ) 講習料	NRO	6,500円
	ARO	4,500円

CRO 1, 500円

ロ) 認定料 1, 500円

なお、試験不合格の場合であっても、上記金額は返還されない。

⑥その他講習会参加に係る必要事項

申込先・申込方法・申込期限、問い合わせ先など。

⑦受講受験者が持参するもの

イ) 筆記用具

ロ) ルールブック

ハ) ISAFレースマネジメントマニュアル翻訳版 (NROのみ)

ニ) 顔写真 (カラー、縦3.0cm、横2.4cm) 1枚

ホ) 講習料・認定料

(4) 上記(3)④の、受講受験者名簿(受講受験申込書)に基づき受講・受験者一覧表を作成する。

(5) 講習会及び試験の関係資料、備品等の用意

① 講習会資料 (補助教材等)

② 試験問題

③ 受講・受験者一覧表

④ 受講受験者名簿(受講受験申込書)

⑤ 認定講習会試験実施報告書

⑥ カメラ (受講受験者顔写真撮影用)

⑦ 筆記用具、のり (顔写真貼付用)、はさみ、ホッチキス、2穴パンチ、バインダー、定規、ファイル、領収証、ゴム印、印鑑、朱肉、スタンプ台、金銭出納帳、釣り銭名札、その他

(6) 試験問題

原則的には、試験問題はレースオフィサー小委員長等がARO用、NRO用に整理等を行い、次にARO用については、概ね3～5通りの試験問題パターンを作成しておくものとする。

なお、試験問題は本部にて保管し、連盟レース委員長もしくはレースオフィサー小委員長が、問題ファイルのパターンから当日の試験に使用する問題を選び、本部が必要部数をコピーし、実施担当者に郵送する。実施担当者は会場へ持参する。

II. 講習会及び試験の実施

1. 受付にて出欠席の確認を行い、名札を発行する (各自に氏名及び所属団体名等を記入してもらう) と共に、資料等を配布する。
2. 実施担当者は、自己紹介および水域担当レース委員、講師を紹介する。
3. これからの時間割、認定証発行までのスケジュール等を説明する。
4. 講習会終了後、ARO、NRO受験者については、試験問題及び解答用紙を配布する。
この際、試験終了したら、そのまま解散の旨を説明する。
5. 問題用紙及び解答用紙に氏名等を記入してもらう。
6. 試験開始を発表する。
 - (1) AROは90分以内の予定 (50問を予定)
 - (2) NROは120分以内の予定 (50問を予定)
7. 参考書等の持ち込みについて
 - (1) AROはルールブックのみ持ち込み可。
 - (2) NROは全て持ち込み不可。
8. 受験者からの質問で、問題の内容に直接関係するものは返答しない。
9. 試験開始後AROは60分、NROは90分以降においては、問題用紙及び答案を提出後、退出を認める。
10. 試験終了時間になったら、問題用紙及び答案を回収する。

Ⅲ. 審査及び採点

1. 試験の合格点は70点以上とする。
2. 担当者等は、答案の採点を行い、点数を受講受検申込書の試験欄に記入する。
3. 担当者等は、採点后、問題用紙・答案（予備の用紙を含む）並びに採点分析表（正解率表）をレースオフィサー小委員長へ提出する。
4. 担当者等は、認定講習会試験実施報告書に実施状況を記載し、受講受検申込書、受講受験者名簿、受講・受験者一覧表を、レースオフィサー小委員長へ提出する。
5. 担当者等は、認定講習会試験実施報告書とともに会計報告（領収書を含む）の詳細をレースオフィサー小委員長に提出する。
レースオフィサー小委員長は、講習会に係る一連の事務状況を都度連盟レース委員長に報告する。
6. 連盟レース委員長は可否に関する意見がある場合は意見を付けて、認定のための連盟レース委員会レースオフィサー小委員会の議に付する。

Ⅳ. レースオフィサーの認定、交付、登録及び公示

1. 認定、認定証の交付及び名簿への登録
 - (1) 連盟レース委員会レースオフィサー小委員会は、点数が記入された受講受検申込書、受験者名簿、連盟レース委員長の意見書がある場合はその意見書、認定試験実施報告書等を審査し、可否を判定、合格者を認定する。
 - (2) 連盟レース委員会レースオフィサー小委員会事務局は、受験者に可否通知を発行する。
 - (3) CROは、認定講習会の受講をもって認定する。
 - (4) 連盟レース委員会レースオフィサー小委員会事務局は、合格者をレースオフィサー名簿に登録する。登録番号を認定番号としてレースオフィサー認定証に記載し、認定証を作成する。なお、「認定証」の書式は別に定める。
 - (5) 連盟レース委員会レースオフィサー小委員会事務局は、「認定証」を交付（送付）する。
2. 外洋艇レースのレースオフィサー資格について
外洋艇レースはディンギー系レースとやや異なった安全・通信に関する知識、計測とレーティングや国際海上衝突予防法に関する知識、そして危機管理に対するノーハウ等がなければ、大会運営を務めることは出来ない。
したがって、外洋艇レースの運営を行うレースオフィサーには、それら知識を得るための専門的な講習会の受講を義務づけるものとする。
 - (1) 外洋艇レースのレースオフィサーとして認定を受けようとするCRO、ARO、NRO有資格者は特別に講習会を受講しなければならない。
 - (2) 同認定講習会の受講修了をもって、外洋艇レースオフィサー資格取得とみなす。
 - (3) 受講者に対しては、講習会修了証書を発行する。（外洋艇レースオフィサーとしての新たな認定証の発行はない。）
3. 公示
レース委員会事務局は、新しく認定されたレースオフィサーについて、連盟公式ホームページに公示する。

4. 登録番号等

所属団体 レースオフィサー 番号

クラス

(3桁) (3/2/1) (4桁)

			-		-				
--	--	--	---	--	---	--	--	--	--

所属団体コード番号

- ① 加盟団体（各県連及び外洋艇を統括する団体）

北海道セーリング連盟

001

青森県セーリング連盟	002
岩手県ヨット連盟	003
宮城県セーリング連盟	004
秋田県セーリング連盟	005
山形県セーリング連盟	006
福島県セーリング連盟	007
茨城県セーリング連盟	008
栃木県セーリング連盟	009
群馬県セーリング連盟	010
埼玉県セーリング連盟	011
千葉県セーリング連盟	012
東京都ヨット連盟	013
神奈川県セーリング連盟	014
山梨県セーリング連盟	015
新潟県セーリング連盟	016
長野県セーリング連盟	017
富山県セーリング連盟	018
石川県セーリング連盟	019
福井県セーリング連盟	020
静岡県セーリング連盟	021
愛知県ヨット連盟	022
三重県ヨット連盟	023
岐阜県ヨット連盟	024
滋賀県セーリング連盟	025
京都府セーリング連盟	026
大阪府ヨット・セーリング連盟	027
兵庫県セーリング連盟	028
奈良県セーリング連盟	029
和歌山県セーリング連盟	030
鳥取県セーリング連盟	031
島根県ヨット連盟	032
岡山県セーリング連盟	033
(財)広島県ヨット連盟	034
(社)山口県セーリング連盟	035
香川県ヨット連盟	036
徳島県ヨット連盟	037
愛媛県セーリング連盟	038
高知県セーリング連盟	039
福岡県セーリング連盟	040
佐賀県ヨット連盟	041
長崎県セーリング連盟	042
熊本県セーリング連盟	043
大分県セーリング連盟	044
宮崎県セーリング連盟	045
鹿児島県セーリング連盟	046
沖縄県セーリング連盟	047
外洋北海道	101
外洋津軽海峡	102

外洋いわき	103
外洋東関東	104
外洋東京湾	105
外洋三崎	106
外洋三浦	107
外洋湘南	108
外洋駿河湾	109
外洋東海	110
外洋近畿北陸	111
外洋内海	112
外洋西内海	113
外洋玄海	114
外洋南九州	115
外洋沖縄	116
② 特別加盟団体	
日本ソリング協会	201
日本470協会	203
日本フィン協会	204
日本スナイプ協会	205
日本シーホース協会	206
日本OP協会	207
日本FJ協会	208
日本モス協会	209
日本505協会	210
日本ファイアーボール協会	211
日本レーザー協会	212
日本インターナショナル14フッター協会	213
日本トーンード協会	214
日本トッパー協会	215
日本K16協会	216
日本ミラークラス協会	217
日本ナクラ協会	218
日本シーホッパー協会	219
日本ドラゴン協会	220
日本420協会	221
日本J24協会	222
日本国際ヨーロッパ級協会	223
日本ウィンドサーフィン連盟	224
日本テーパー協会	225
日本エンタープライズ協会	226
日本ホビークラス協会	227
日本模型ヨット協会	228
日本49erクラス協会	230
日本スター協会	231
日本シードスポーツ協会	233
セーリングスピリッツ協会	235
日本29er級協会	236
日本Melges24クラス協会	237

日本ミニトン協会	238
日本A級ディンギー協会	239
日本イングリッド協会	240
日本アクセスディンギー協会	241
日本X-35ワンデザインクラス協会	242
日本IRCオーナーズ協会	243
日本オープンビッドクラス協会	244
全日本学生ヨット連盟	301
全国高等学校体育連盟ヨット専門部	302
(社)日本ジュニアヨットクラブ連盟	303
全日本実業団ヨット連盟	304
全日本自治体職員ヨット連盟	305
日本ヨットクラブ連盟	306
全日本実業団ボードセイリング連盟	307
東京ヨットクラブ	308
日本ヨットマッチレース協会	309
日本学生ボードセイリング連盟	310
淡輪ヨットクラブ	311
(社)関西ヨットクラブ	312
大阪北港ヨットクラブ	313
南北海道外洋帆走協会	314
葉山マリーナヨットクラブ	315
福岡ヨットクラブ	316
日本障害者セーリング協会	317
日本視覚障害者セーリング協会	318
日本学生外洋帆走連盟	319
京都ヨットクラブ	320
琵琶湖ヨットクラブ	321
(社)江ノ島ヨットクラブ	322
徳島ヨットクラブ	323
石巻ヨットクラブ	324
シーボニアヨットクラブ	325
特定非営利活動法人八重山ヨット倶楽部	326
湘南サニーサイドマリーナ	327
ニッポンセールトレーニング葉山	328
横浜クルージングクラブ	329

③ 本部

連盟レース委員会	401
----------	-----

(2) レースオフィサーのクラス コード番号

CRO	3
ARO	2
NRO	1

(3) 番号

CRO、ARO、NRO毎に各々0001から始まる一連の番号。

V. 会計

1. 連盟レース委員会レースオフィサー小委員長は、年間の講習会及び試験の実施計画に基づき、年間予算計画書を12月末日までに作成する。

2. 同予算計画書を基に、連盟レース委員長は連盟理事会に本部の予算計上を上申する。
3. 連盟レース委員会事務局は、毎年決算報告書（その他事業を含む）を作成、連盟レース委員長に提出し、連盟レース委員長は連盟理事会に報告する。

VI. 登録名簿などの整理・保管

1. 連盟レース委員会レースオフィサー小委員会事務局は、受講・受験者名簿および一覧表、受講受検申込書、認定講習会試験実施報告書等の整理・保管を行なう。登録名簿の保管はCRO、ARO、NRO毎に整理し、保管する。
2. 試験の答案は本部にて保管する。保管期間は原則として認定証の有効期限までとする。
3. 資格を失った者、取り消された者、辞退した者、死亡した者については登録名簿から削除する。

VII. 再交付

1. 認定証を紛失又は破損した場合には、請求により再交付する。
2. 再交付を希望する者は、再交付願に所定の事項を記入し、再発行手数料1,000円を添えて、本部宛提出する。
ただし、連盟レース委員長が特に認める場合には、認定証の再発行手数料を減免することができる。

VIII. 更新

1. 更新のための講習会及び更新手続き等は新規認定時に準じて行なう。
更新する者に対しては、レースオフィサー規定の更新要件に基づき、以下のものを提出してもらう。
 - (1) 更新受講申込書
 - (2) 連盟メンバー登録証の写し
 - (3) 所属団体長等の推薦状（NROのみ）
2. 上記2の更新受講者名簿（更新受講申込書）に基づき、受講者一覧表を作成する。
3. 更新のための講習会
 - (1) 講習会の内容は主に改正されたセーリング競技規則に関連したものとする。
 - (2) 費用
講習料 1,500円 認定料 500円 計2,000円
ただし、連盟レース委員長が特に認める場合には、認定証の更新受講料を減免することができる。
 - (3) 受講者が持参するもの
 - ① 筆記用具
 - ② ルールブック
 - ③ 講習料、認定料
4. 担当者は、更新認定講習会実施報告書等を作成する。
5. 更新認定にあたっては、連盟レース委員会は全日本選手権大会等の主催団体から報告された、当該レース運営に対する競技参加者へのアンケート調査の結果がある場合は参考とする。

IX. その他

1. 連盟レース委員長は、レースアドバイザー推薦者名簿を作成する。
2. レースオフィサー小委員長は、水域担当レース委員と協議して、その実施計画（予算計画を含む）を策定し、連盟レース委員長に報告する。連盟レース委員長は同計画を連盟理事会に上申する。

X. 添付資料

1. 講習会等のスケジュール案
2. 受講・受験申込書（認定受講・受験者名簿兼用）新規用 / 更新用 及びその記載例
3. 所属団体長等の推薦状（新規用 / 更新用）

4. 受講・受験者一覧表
5. 認定講習会・試験実施報告書
6. レースオフィサー登録名簿（CRO用、ARO用、NRO用）

以上

平成12年 6月 1日制定
一部改訂平成13年 8月 1日
一部改訂平成14年10月19日
一部改訂平成18年 5月27日
一部改訂平成21年 5月23日
一部改訂平成24年 2月18日
一部改訂平成24年 9月 8日
一部改訂平成24年12月 8日

公益財団法人日本セーリング連盟

レース運営規則

第1章 ディンギー系全日本選手権大会

第1条 (主催・共同主催・公認)

全日本選手権大会とは、当該主催団体（競技規則89.1に該当する主催団体）の申請により、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）が下記第3条の条件に基づき「公認」レースとして承認した大会のことをいい、当該主催団体が「主催」することを原則とする。但し、当該主催団体が連盟との「共同主催」を申請し、連盟理事会が承認した場合は、「共同主催」レースとすることができる。

- 2 連盟に「公認」願いを申請しようとする主催団体が競技規則89.1の主催団体に該当しない場合は、関係する加盟団体もしくは特別加盟団体との「共同主催」レースとし、「共同主催」となる当該加盟団体もしくは特別加盟団体が公認レース等として連盟理事会の承認を得なければならない。

第2条 (実施上の留意点)

全日本選手権大会に関し留意すべき事項は次のとおりとする。大会の主催は、連盟、連盟加盟団体、特別加盟団体及びそれらと共同主催する非加盟団体がこれを行う。

- (1) 大会は、原則として毎年定期的かつ継続的に行う。
- (2) 別の連盟加盟団体及び特別加盟団体、もしくはその下部組織等と協同で大会運営を行う場合は、「共同主催」レースとすることを推奨する。さらに「共同主催」にあたっては、大会運営に関する分担や責任について事前に話し合い、「共同主催」契約書等を作成することを推奨する。

第3条 (全日本選手権大会開催の条件)

全日本選手権大会開催の条件は次のとおりとする。

- (1) 第1条の大会「公認」願い、もしくは大会「共同主催」願いは、大会開催日の3ヶ月前までに申請書を連盟に提出すること。
- (2) 原則として、地区予選が実施されていること。
- (3) 原則として、5艇もしくは5チーム以上の参加があること。
- (4) セーリング競技規則の定義「規則」に基づき大会が運営されていること。
- (5) レース回数は、5レース以上を予定すること。
- (6) レース公示案は開催日3ヶ月前までに、連盟に提出して承認を得ること。
- (7) 大会（下記4条の大会を含む）には連盟ナショナル・レースオフィサー1名以上を大会組織のメンバーに加えること。なお、当該大会の予選会にはJSAFエリア・レースオフィサー1名以上をレース委員会のメンバーに加えること。
- (8) 抗議・救済等の処置は、連盟公認ジャッジで構成するジュリー又はプロテスト委員会によって行うこと。原則として3名以上のA級ジャッジを置かなければならない。但し、事情により内1名をB級ジャッジ2名に替えることが出来る。
- (9) アンパイア制マッチレースについては、1レースにつき原則として公認アンパイア2名以上で構成するアンパイアチームによって行うこと。アンパイア制チームレースについては、1レースにつき原則として公認アンパイア3名以上（3チームの対戦）で構成するアンパイアチームによって行うこと。
- (10) 大会に参加する競技者は、予選の時点でJSAFに登録されているメンバーでなければならない。
- (11) 計測は連盟ワンデザインクラス（ODC）計測委員会並びに、又は関係クラス協会の協

力を得て、主催団体の責任において実施する。また、全日本選手権大会計測としてのレベルを維持するために、ODC計測委員会と協議し計測項目等を決定する。なお、大会計測において当該大会レース委員会は、連盟公認の当該クラスの公式計測員を1名以上任命すること。

(12) 大会終了後、連盟に対して所定の報告書を提出すること。

第4条（全日本レベルの大会）

連盟が主催もしくは共同主催する全日本レベルの大会とは、以下の大会をいう。

- (1) 国民体育大会セーリング競技
- (2) 国民体育大会セーリング競技リハーサル大会
- (3) オリンピックウイーク
- (4) 和歌山インターナショナルレガッタ
- (5) ナショナルチーム選考レース
- (6) 連盟ユースセーリングチャンピオンシップ
- (7) 連盟ジュニアセーリングチャンピオンシップ
- (8) 連盟が特別に認めた競技会
 - ア 国民体育大会セーリング競技の予選となるブロック大会
 - イ 国際大会派遣選考レース（連盟の代表としてクラスの代表派遣となるレースを除く）以上の大会については、大会開催以前にレース公示等を連盟理事会に報告しなければならない。

第5条（全日本選手権大会のグレード）

連盟は公認もしくは共同主催を承認するにあたって、その全日本選手権大会がより質の高いものであることを望む。そのための指標として、全日本選手権大会を以下の通りのグレードの大会として区分することとした。但し、現行のオリンピッククラス及びアジア大会クラスについては、下記参加艇数に拘わらず、連盟理事会において総合的な判断のもとにグレードを決めることが出来る。

- (1) グレードD
5艇以上の参加艇があり、その他第3条に該当する条件を満たしている大会。
- (2) グレードC
2以上の水域から15艇以上の参加艇があり、その他第3条に該当する条件を満たしている大会。
- (3) グレードB
3以上の水域から30艇以上の参加艇があり、その他第3条に該当する条件を満たしている大会。
- (4) グレードA
4以上の水域から45艇以上の参加艇があり、その他第3条に該当する条件を満たしている大会。

第6条（全日本選手権大会の取消し）

連盟が公認レースとして承認した後、前3条の条件を充たすことができなくなった場合は、当該大会について全日本選手権大会の名称を取消すことがある。

第7条（連盟の支援）

連盟の支援は次のとおりとする。

- (1) 連盟の予算の範囲内において補助金を交付する。補助金交付対象レース及び補助金交付額は連盟理事会で決める。なお、交付額は前5条のグレード区分を参考に総合的に検討してこれを定める。

- (2) 補助金の支払は原則として後記第8条(2)の報告書提出後、およそ3週間以内に行われる。
- (3) 連盟会長名による表彰状の授与。
- (4) J-セーリング誌上、あるいは連盟ホームページでレース公示及び成績等の報告を掲載する。
- (5) 連盟は、主催団体よりの要請がある場合には、レースオフィサー、ジャッジ、アンパイア、計測委員ならびに役員を派遣する。但し、派遣に関わる費用は主催団体の負担とする。

第8条(補足的事項)

その年度において大会開催を予定する主催団体は、大会の実施場所及び日程について前年度の1月末までに連盟に届け出ること。

- 2 大会に関する報告は、次の通りとし大会終了後1ヶ月以内にこれを行うものとする。
 - ア. 実施報告書
 - イ. プログラム・成績表
 - ウ. レース所感
 - エ. 決算報告書
 - オ. 補助金支払申請書(補助金交付がある場合のみ)
 - カ. プロテスト委員長のレガッタレポート
- 3 主催団体は、競技参加艇に対して大会レース運営に関するアンケート調査を実施(大会最終日)し、その調査書を連盟レース委員会に提出するものとする。
- 4 主催団体となる加盟団体及び特別加盟団体は連盟本部が契約する「総合賠償責任保険(指導者保険を含む)」に、レースの運営者は「コミッティー傷害保険」に、競技参加者等は「セーラーズ保険」に加入することを強く推奨する。

第2章 外洋艇全日本選手権(ジャパンカップ)及び全日本レベルのレース

第1条(主催・共同主催・公認)

外洋艇全日本選手権(ジャパンカップ)、および全日本レベルのレース(以下、外洋艇全日本選手権大会等)は、当該主催加盟団体の申請により、連盟が下記第3条の条件に基づき「共同主催」レースとして承認するか、「公認」レースとして承認する。

第2条(実施上の留意点)

外洋艇全日本選手権等に関し、留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 大会を主催する団体は、連盟、連盟加盟団体、特別加盟団体及びそれらと共同主催する非加盟団体が、これを行う。
- (2) 大会は、原則として定期的かつ継続的に行う。
- (3) 共同主催を行う主催団体は、その共同責任において大会を実施するものとし、その実施にあたっては大会運営に関する分担と責任について事前に話し合い、「共同主催」契約書を作成することを推奨する。

第3条(外洋艇全日本選手権大会等開催の条件)

全日本選手権大会等開催の条件は、次のとおりとする。

- (1) 第1条の大会「公認」願い、もしくは大会「共同主催」願いは、大会開催日の3ヶ月前までに、申請書を連盟に提出すること。
- (2) 参加艇は、連盟に登録された艇であること。海外からの参加艇については、その国のナショナルオーソリティーへの登録があれば、この限りにならない。
- (3) 参加者は、全員が連盟の会員であること。但し、海外からの参加者は、その国のナショナル

ルオーソリティーに加盟していれば、この限りにない。

- (4) 「セーリング競技規則 (RRS)」、連盟外洋特別規定、および連盟が公認するレーティングとハンディキャップ・ルールに基づき、大会が運営されていること。
- (5) レース公示案は、開催日3ヶ月前までに連盟に提出して承認を得ること。
- (6) 大会運営に当たる主要役員は、連盟のメンバーであることが求められる。
- (7) 連盟公認のナショナル・レースオフィサーを1名以上、大会組織のメンバーに加えること。
- (8) 抗議・救済等の処置は、連盟公認のジャッジで構成するプロテスト委員会によって行うこと。原則として3名以上のA級ジャッジを置かなければならない。但し、事情により内1名をB級ジャッジ2名に変えることができる。
- (9) 主催団体は、運営要員を対象にした生命、傷害保険に加入することが求められる。また、レース公示では、参加艇に対しショット保険「賠償責任保険、搭乗者傷害保険、捜索救助費用保険」への加入を義務付けなければならない。
- (10) 主催団体は、レースに対応した危機管理マニュアル等を作成すること。
- (11) 大会終了後、連盟に対して所定の報告書を提出すること。
- (12) レースの映像と文章

レースにおける映像と文章は、連盟と主催団体が権利を有する。但し、報道を目的として使用されることに関しては、これを除外する。また、レースの参加艇や参加者は、メディアを通じて報道・放映されることに同意するものとする。

第4条 (外洋艇全日本選手権大会等のレースとして認定された大会)

連盟は、以下の大会を本規則に基づく大会として認定している。

- (1) ジャパンカップ (本規定に加えて第5条の開催規定を適用する)
- (2) パールレース
- (3) 外洋各クラスの全日本選手権
- (4) 沖縄レース
- (5) 150マイルを超えるロング・ディスタンス・レース
- (6) 上記大会以外で主催団体より申請があり、連盟が特別に認めた競技会

第5条 (外洋艇全日本選手権 (ジャパンカップ) 開催規定)

ジャパンカップ開催の条件は、第2章の各条項に加え、以下の規定を追加適用する。

- (1) ジャパンカップの定義
ジャパンカップとは、日本における外洋レースの最高峰に位置づけられる歴史あるレースである。年間に一度開催されて、その年の外洋艇の選手権を競うレースである。
- (2) ジャパンカップの主催申請
主催申請は開催年の1月末日までに、下記の書類を連盟に提出すること。
ア 主催団体、および開催場所、日程
イ インショアー・レース、オフショアー・レース、それぞれにその使用レース・エリアの状況
- (3) ジャパンカップとしての成立要件
原則として10艇以上の参加があること。
- (4) 参加艇の範囲
参加艇のハンディキャップの範囲(レーティングバンド)や区分については、原則として連盟レース委員会と外洋計測委員会と協議の上、主催団体が決定すること。複数のクラスを設けた場合は、それぞれにジャパンカップを授与することもできる。

第6条 (全日本選手権大会の取消し)

連盟が公認レースとして承認した後、前3条の条件を充たすことができなくなった場合は、当該大会について全日本選手権大会の名称を取消すことがある。

第7条 (連盟の支援)

連盟の支援は、次のとおりとする。

- (1) 連盟の予算の範囲内で補助金を交付する場合もある。その場合の交付額は、連盟理事会において別にこれを定める。
- (2) 連盟会長名による表彰状の授与。
- (3) 「J-セーリング」誌上あるいは連盟ホームページで、レース公示および成績等の報告を掲載する。
- (4) 連盟は、主催団体よりの要請がある場合には、レースオフィサー、ジャッジ、計測委員ならびに役員を派遣する。但し、派遣に関わる費用は主催団体の負担とする。

第8条 (補足的事項)

その年度において大会開催を予定する主催団体は、大会の実施場所および日程については、ジャパンカップを除き、前年度の3月末までに連盟に届け出ること。

- 2 大会に関する報告は次の通りとし、大会終了後1ヶ月以内に、これを行うものとする。
 - ア、実施報告書
 - イ、プログラム・成績表
 - ウ、レース所感
 - エ、決算報告書
 - オ、補助金支払申請書 (補助金交付がある場合のみ)
 - カ、プロテスト委員長のレガッタレポート
- 3 主催団体は、競技参加艇に対して大会レース運営に関するアンケート調査を実施し、その調査書を連盟レース委員会に提出するものとする。

以上

附則

1. H14. 8. 3理事会決定
2. H19. 1. 27一部 改正
3. H20. 1. 26一部 改正
4. H23. 2. 19一部 改正
5. H24. 12. 8一部 改正

公益財団法人日本セーリング連盟
国際セーリング連盟インターナショナル・レースオフィサー（IRO）候補者の推薦基準

本基準は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）の会員で、国際セーリング連盟（以下、「ISAF」という。）のIROの資格認定申請をしようとする者（以下、「申請者」という。）について、連盟レース委員会の小委員会であるIRO候補者推薦委員会（以下、「推薦委員会」という。）が、推薦に関する適否を得ることに資するためのものである。

1. 推薦委員会の構成

- (1) 本委員会は、レース委員会正副委員長及びインターナショナル・レースオフィサー及びルール委員長を含む8名の委員にて構成するものとする。
- (2) 推薦委員はレース委員長が任命する。
- (3) 推薦委員会の事務局として、レース委員会レースオフィサー小委員長がその任にあたるものとする。
- (4) 推薦委員会の構成員が申請者となる場合は、その者はその年の委員となることはできない。
- (5) 欠員を生じた場合には、上記（2）により委員を補充するものとする。
- (6) 推薦委員会の委員長は、委員の互選により選任されるものとする。

2. 推薦委員会の機能

推薦委員会は、提出された書類に基づき審査し、推薦基準に照らして適否を判断し、適任とする者については、理事会に報告し、その承認を得るものとする。

上記（1）により理事会の承認を得た者については、IROの候補者としてISAFへ推薦するものとする。

3. 推薦基準

- (1) ISAF規則の要件を満たしていること。
- (2) 連盟としての推薦基準
 - ① 人格・常識に欠ける点がないこと
 - ② 連盟のナショナル・レースオフィサー（IRO）であること
 - ③ 日本に住んでいること
 - ④ 主たるレースオフィサーとしての活動が日本であること
 - ⑤ 国内において次の経験があること：
過去4年間に国内の主要な大会のレース委員長もしくは大会（実行）委員長の職務（「別表－1」の1及び2の大会における発着水路部長を含む）を2回以上（その内の1回は推薦委員会が特に指定する水域大会（「別表－2」のレース委員長もしくは大会（実行）委員長の職務3回と置き換えることが出来る）。
 - ⑥ 推薦委員会の2／3以上の賛成が得られること
 - ⑦ 複数の加盟団体、及び特別加盟団体等による推薦があること

4. 提出期限

申請者は、申請年の6月末までに申請に必要な関係文書を、連盟事務局宛送付すること。

5. その他

- (1) 推薦委員会の細目については、連盟レース委員長が定める。
- (2) 本基準は、平成13年 5月 1日から施行する。
- (3) 本基準は、平成18年 4月 1日に一部修正する。

- (4) 本基準は、平成19年 4月 1日に一部修正する。
- (5) 本基準は、平成21年 4月 1日に一部修正する。
- (6) 本基準は、平成24年12月 8日に一部修正する。

「別表－1」

主要な全日本選手権大会等とは、次をいう。

1. 国民体育大会
2. 国民体育大会リハーサル大会
3. 全日本実業団ヨット選手権大会
4. 全日本学生ヨット選手権大会
5. 全日本高等学校ヨット選手権大会
6. 全日本JJ-24級ヨット選手権大会
7. 全日本470級ヨット選手権大会
8. 全日本スナイプ級ヨット選手権大会
9. 全日本FJ級ヨット選手権大会
10. 全日本OP級ヨット選手権大会
11. 全日本レーザー級ヨット選手権大会
12. オリンピックウィーク
13. ジャパン・カップ
14. 鳥羽パール・レース
15. 全日本ミドルボート選手権大会
16. インターナショナル・ジュリーを構成する大会
17. その他、レース委員長が認める大会

「別表－2」

推薦委員会が特に指定する水域大会とは、次をいう。

1. 全日本実業団ヨット選手権大会水域予選会
2. 全日本学生ヨット選手権大会水域予選会
3. 全日本高等学校ヨット選手権大会水域予選会
4. その他、レース委員長が認める大会